

令和元年7月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和元年7月10日（水）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第3.4委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	榑木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- 第1 議第13号 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 報告第2号 農地法第18条の規定による小作解約に関する件【合意解約】
- 第3 議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第4 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第5 議第16号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局 今日足下の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日は高森町農業委員14名全員の方が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

まずは、会長より御挨拶をお願いします。

議長 こんにちは。

梅雨の間でありまして、畑も活気づいてきたかなと思っておりますが、まだまだこの地域は、梅雨の時期としては、雨が足りないなという感がしております。いろいろ大変な中に総会をいたしますが、今日もひとつ慎重に御審議をお願いしたいと思います。

お疲れ様です。よろしくをお願いします。

ただいまから議事に入ります。

「議第13号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和元年7月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は7番の矢津田委員と、8番の岡本委員、よろしくをお願いします。

それでは、「報告第2号」

これは事務局から説明いただきます。

事務局 農地法第18条の規定による小作解約に関する件について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年7月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらのほうは、事務局のほうから報告をさせていただきます。

内容については4ページのとおりです。番号1です。補足資料については2ページのとおりとなっております。こちらについては、昨年、契約のほうがありましたが、耕作者のほうがいなくなったということで、解約の申し出が出ております。

議長 今、報告があったとおりでございます。これに対しては、今説明のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、「議第14号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和元年7月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 それでは、これは1から4までございまして、地域も分かれておりますので、それぞれの担当委員さんに説明を求めます。
1、2については、7番の矢津田委員さん、よろしく申し上げます。

7番委員 議第14号、農地法第3条審議資料。
番号1、6ページ、7ページのとおりです。補足資料が4ページ、5ページです。
続きまして、番号2、7ページのとおりです。補足資料が6ページ、7ページ、8ページ、9ページをご覧ください。
それと、番号3、7ページと8ページ、ご覧のとおりです。補足資料は10ページ、11ページです。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 これは賃貸ということで上がってきておりますが、では一つずつ行きたいと思っておりますが、今説明がございましたけれども、何か質疑等はございませんでしょうか。ございませんか。
補足を事務局からいたします。

事務局 こちらは、町外の法人となっております、阿蘇市の法人さんになります。こちらは高森町のほうでも認定新規就農の審査をしております、阿蘇市の耕作証明等も精査しまして、こちらの法人で営農ができるということを認めておりますので、今回の審査になっております。

議長 今、事務局から説明があったとおり、ここでも審査をして通過をしている業者であるということでございます。既にこれは作付けして、収穫も始まっているというようなことだそうでございますが、何かありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、1番から3番までの件につきましては、許可をすることといたします。
続きまして、4番の件につきましては、4番委員の楢木野委員さんに御説明をよろしく願いいたします。

4番委員 議第14号、農地法第3条審議資料。
9ページをご覧ください。それから、補足資料として、12、13ページですね。これは備考として、後藤勝博君の名前にするんですが、以前、農業法人を立ち上げておられましたが、一応仕事上、建設会社だけということで、また自分の名前に戻すというような形ですね。よろしく申し上げます。

議長 農業法人だったところにあった土地が、要するに建設業が主になって、そこが農地を持っていたらおかしいだろうというようなことで、個人のところに返すというような形だそうでございますが、何も問題はございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、このように決定をいたしたいと思えます。

続きますして、「議第15号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年7月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 これも担当の委員さん、4番の楢木野委員さんに御説明をいただきます。

4番委員 議第15号、農地法第5条審議資料として、11ページをご覧ください。転用理由として、現在、建設業を営んでいるが、熊本地震後に仕事が急増したため資材置場が必要となったため売却ですね。

事務局 すみません。審議を、1番、2番、分けて行いますので、とりあえず1番だけでお願いします。

4番委員 はい。よろしくをお願いします。

議長 はい。資料に書いてあるような理由で転用したいということでございます。

事務局 補足の説明をさせていただきます。

こちらは前原の集落に行く途中にある樹園地、樹芸をするための農地になっておりまして、周辺は山林に囲まれておりまして、1筆だけ農地に隣接しておりますが、こちらの農地も耕作放棄地となっている状態で、同意のほうも取れております。以上です。

議長 同意も取れとるし、現時点はもう完全に耕作放棄地になっておると、あるいは樹園地になっておるといようなことでございますが、これは認めてもよろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。異議がないようでございますので、認めたいと思えます。

それでは、番号2番も続けて、楢木野委員さん、よろしくをお願いします。

4番委員 議第15号、農地法第5条審議資料として、2番をご覧ください。転用理由としまして、現在、お宮のほうで駐車場にしておりますけれども、収容台数が足らんということで、隣の畑を一応駐車場に借り入れをとということで、休日中は収容しきれず、国道265号線沿いに違法駐車する車が多数発生している状態でございますと。このような状況から危険であるため、警察当局から指導を受けてお

り、早急に新たな駐車場を整備する必要があるためでございます。
補足資料としましては、16、17です。よろしく申し上げます。

事務局

補足説明を、事務局からさせていただきます。

こちらは賃貸借の5条転用となっております。以前、隣の駐車場は5条転用で出ましたが、そのときは無断転用という扱いで出されております。今回に限りましては、そういうことではなく、きちんと申請をしてからの転用ということになっております。以上です。

議長

状況は、荒れとるとか。

事務局

現況としましては、田と畑ですね。1筆ずつとなっておりますが、どちらもこの18ページの写真のとおり、荒れた、もう山林化したような土地になっております。

議長

ありがとうございました。

今、4番委員さんからの発言がありましたように、路上駐車とかあって、警察からの指摘も受けるとというようなことで非常に困っておられるということでございます。土地自体ももう耕作放棄地の状態であるというようなことを鑑みて、いかがでございますか。

議長

そういったことだそうでございますが、御意見ございませんか。

(複数委員)

異議なし。

議長

はい。ないようでございますので、承認をいたします。

「議第16号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年7月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

報告でございますので、事務局のほうから説明をよろしく申し上げます。

事務局

こちらは農業経営基盤強化促進法にかかるものとなりますので、事務局のほうから説明をさせていただきます。

まず、番号1については、13ページのとおりです。補足資料は20ページから21ページのとおりとなっております。内容のほうは、こちらは契約期間が切れるため、再更新の案件となっております。

続きまして、番号2についても、内容のほうは13ページから15ページのとおりです。補足資料は22ページから25ページのとおりとなっております。こちらは親子間の使用貸借となっております。農業者年金を受給するにあたって、契約期間が切れますので、再更新の案件となっております。

続きまして、16ページをお開きください。番号3、内容のほう

は16ページのとおりです。補足資料は26ページから27ページのとおりとなっております。こちらも親子間の使用貸借となっております。内容も農業者年金を受給するための最更新案件となっております。

続きまして、番号4、内容は16ページのとおりとなっております。補足資料は28ページから29ページのとおりとなっております。こちらは認定新規就農者の審査を受けられた方が1年間の賃貸借契約を設定されるというものとなっております。

議長 ありがとうございます。

4件出てまいりましたけれども、何か御意見ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、承認をいたします。これをもって今回の議案は全部終了いたしました。

ありがとうございます。

以下余白

令和元年7月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高 森 町 農 業 委 員 会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員